

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	霧島市商工会 (法人番号 4340005003191) 霧島商工会議所 (法人番号 6340005002415) 霧島市 (地方公共団体コード 462187)
実施期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
目 標	<事業継続力強化支援事業の目標> ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。 ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、霧島商工会議所・霧島市商工会と霧島市との間における被害情報報告ルートを構築する。 ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
事業内容	<1. 事前の対策> 小規模事業者に対してハザードマップを用いながら自然災害のリスク、その影響を軽減するための取組や対策について、国の施策紹介やリスク対策の必要性を紹介していく。 また、BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、リスク軽減のための損害保険等の紹介、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。 さらに、新型コロナウイルス感染症について業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について周知を行い、感染症対策に繋がる支援を実施する。 <2. 発災後の対策> （1）応急対策の実施可否の確認 （2）応急対策の方針決定 <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制> ・自然災害等発生時に、小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。 ・感染症流行の場合、国や鹿児島県等からの情報や方針に基づき、当会と霧島市が共有した情報を県へ報告する。 <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援> ・相談窓口の開設方法について、霧島市と相談する ・国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。 ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。 ・小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。 ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。 ・感染症の場合、影響を受ける事業者を対象とした相談窓口を設置する。 <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援> ・復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
連 絡 先	霧島市商工会 鹿児島県霧島市隼人町内山田一丁目14番10号 TEL：0995-42-2128 / FAX：0995-42-2129 E-mail：kirishima-s@kashoren.or.jp 霧島商工会議所 中小企業相談所 鹿児島県霧島市国分中央三丁目44番36号 TEL：0995-45-0313 / FAX：0995-45-5662 E-mail：dai@kirishima-cci.or.jp 霧島市 商工観光部 商工振興課 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号 TEL：0995-45-5111 / FAX：0995-47-2522 E-mail：shou-seisaku@city-kirishima.jp